

<p>【点数の見直し】</p>	<p>2,600点</p>	<p>1,300点</p>
<p>【新設】</p> <p>J 0 9 3 遊離皮弁術（顕微鏡下血管 柄付きのもの）</p>	<p>(新設)</p>	<p>J 0 8 6 - 2 内視鏡下上顎洞開窓術 3,600点</p>
<p>【点数の見直し】</p> <p>J 1 0 0 - 2 中心静脈栄養用植込型 カテーテル設置</p>	<p>74,240点</p>	<p>84,050点</p>
<p>【名称の見直し】</p>	<p>中心静脈栄養用植込型カテーテル設置</p>	<p>中心静脈注射用植込型カテーテル設置</p>
<p>【新設】</p>	<p>(新設)</p>	<p>J 1 1 0 広範囲顎骨支持型装置搔爬術 1,800点</p> <p>注 区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持 型装置埋入手術に係る施設基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関において、区分番号M025-2に 掲げる広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物を 装着した患者に対し、当該手術を行った場合 に1回を限度として算定する。</p>
<p>第3節 手術医療機器等加算</p>		
<p>J 2 0 0 - 4 上顎洞手術用内視鏡加</p>		

算

【注の見直し】

注 区分番号J086からJ087-2までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。



注 区分番号J087及びJ087-2に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。